

支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2 — 1
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 額	25,000 円	
支出年月日	2021 年 4 月 9 日	
支 出 内 容	4月9日 自治体議会特別セミナーin尾道 (尾道市門田町) への参加費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	(有) (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 — /

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 書

宮本 宏樹 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin尾道」受講料として。

令和3年4月9日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）
代表 高沖秀宣 [印]

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 — 1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 書

生田 政代 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin尾道」受講料として。

令和3年4月9日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）
代表 高 沖 秀 聰 

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 書

小林 脇勇 様

金 5,000円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin尾道」受講料として。

令和3年4月9日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）
代表 高沖秀宣 [印]

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 — 1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

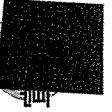
領 収 書

皿谷 久美子 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin尾道」受講料として。

令和3年4月9日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）
代表 高 沖 秀 賢 


別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 — 1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

領 収 書

野村 志津江 様

金 5,000円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナーin尾道」受講料として。

令和3年4月9日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）
代表 高沖秀宣 [印]

研究研修・調査報告書

会派名	公明党	報告日	2021年4月9日
代表者	塚本裕三 	報告者	野村志津江 
参加者	宮本宏樹 野村志津江 生田政代 小林聰勇 皿谷久美子		
実施日	2021年4月9日		
研究研修・調査等の場所	自治体議会特別セミナー in 尾道 (尾道市門田町)		
目的	議員の資質向上と政務活動費活用策を学ぶ		
研究研修・調査等の概要			
4月9日 13時～15時 テーマ 改革の底辺から底辺の改革。			
<p>全国に810程の市議会があるが、自分がいる自治体で、議会改革がすんでいるか見直してほしい。議員は「二元代表制」の意味をよく理解し、市民に説明できないといけない。2000年に議会改革法ができ、三重県議会は2006年に議会基本条例を都道府県で初めて作った。市長は執行機関であり、議会は議事機関である。議会は議決機関でもあるが、議決することだけに意識が行き過ぎているのではないか。日本国憲法93条</p>			

に、地方公共団体に議事機関として議会を設置すると書いてある。議事機関とは何か。議会は、審議 熟議機関である。議会は憲法上議事機関である。十分審議、熟議しているか考えてほしい。

どの議会も熟議 審議を十分していないのではないか。例えば市長から、当初予算がでてきた時、十分審議、熟議しているのか。

当初予算を十分審議するには、審議時間が少ないのでないか。会期も短いと感じる。

予算の議案をもらってから調査研究をするのに使うのが政務活動費である。特に新規事業は調査研究しないといけない。市長に忖度してはいけない。遠慮はいらない。その調査研究のために 政務活動費を使ってほしい。徹底的に審議、熟議していかないといけない。それが議会改革につながる。

予算は議会が承認しないと使えないと書いてある。これは間違いだ。予算は議会で決定する。市民のための予算になっているのか。政策のレベルを上げていかないといけない。市長以上に勉強しないとダメだ。

1期目は議会というものを学ぶ時である。いい提案をして採用してもらうという気持ちで勉強してください。

議員は審議する為の専門性をつけることが大切である。無駄なものを見切ること。何が無駄なのか調べることも重要である。

皆さんは調査研究という概念とその他の活動を切り離して考えているのではないか。法律では1つと考えるのであり、調査研究につながるその他の活動になっていると議員は立証できないといけない。

議員になったらどの人もすべて調査研究をやってください。そして、政務活動費の返還はありえないである。なぜなら、返還しているのは政務活動をやってないことになるからである。これは議員としてははずかしいことである。研修費や広報費は議員報酬でやれば良い。研修費も、全額政務活動費ではダメ。調査研究につながる研修は政務活動費にあててよい。

昨年はコロナで研修が中止になった。コロナで調査に行けないのであれば、コロナ期しか使えないやり方で使ってください。

たとえば、調査委託費の契約を結ぶというやり方もある。視察に行かれない時はどうしたらいいか考え、工夫しないといけない。政策に関する研究会でもよい。こちらに来てもらい話しを聞くという方法もある。調査旅行しないといけないと考えるのはダメである。年度末に政務活動費の残金があれば、再配分すればいい。議長が議会で使うように考えるほ

うがいいと思う。

残金は議長が回して調査研究に使い、政務活動費は返さないと考えるべきだ。コロナ期特有の使い方を良く考えてほしい。

(所感)

コロナ禍で、移動制限が長く続いているが、良い政策提案をし、議案を審議するための専門性をつけるために、様々工夫をして政務活動費を使用し、更に積極的に調査研究をしていきたいと思いました。

支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2 - 2
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 額	9,304 円	
支出年月日	2021年 4月 9日	
支 出 内 容	4月9日 自治体議会特別セミナーin尾道 (尾道市門田町) への出張旅費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党
(代表者) 塚本 裕三 様

2021年4月9日

¥ 3 | 1 | 0 | 4

但、4月 9日

自治体議会特別セミナー 参加

尾道市門田町への出帳旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	1, 554円	走行距離42km
日 当	1, 550円	0.5日
宿 泊 料	-	-
()		

(会派名) 公 明 党

(名 前) 宮本 宏樹



別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2- 2

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年4月9日

(代表者) 塚本 裕三 様

¥ 1 | 5 | 5 | 0

但、4月 9日

自治体議会特別セミナー 参加

尾道市門田町への出帳旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	-	-
日 当	1,550円	0.5日
宿泊料	-	-
()		

(会派名) 公 明 党

(名 前) 生田 政代



領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年4月9日

(代表者) 塚本 裕三 様

			¥	1	5	5	0
--	--	--	---	---	---	---	---

但、4月 9日

自治体議会特別セミナー 参加

尾道市門田町への出帳旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	-	-
日 当	1,550円	0.5日
宿泊料	-	-
()		

(会派名) 公 明 党

(名 前) 小林 聰勇



領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年4月9日

(代表者) 塚本 裕三 様

		¥	1	5	5	0
--	--	---	---	---	---	---

但、4月 9日

自治体議会特別セミナー 参加

尾道市門田町への出帳旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	-	-
日 当	1,550円	0.5日
宿泊料	-	-
()		

(会派名) 公 明 党

(名 前) 皿谷 久美子



別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年4月9日

(代表者) 塚本 裕三 様

¥ 1 5 5 0

但、4月 9日

自治体議会特別セミナー 参加

尾道市門田町への出帳旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	-	-
日 当	1,550円	0.5日
宿 泊 料	-	-
()		

(会派名) 公 明 党

(名 前) 野村 志津江



支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2 — 3
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 額	100,440 円	
支出年月日	2021年 11月 12日	
支 出 内 容	11月12日 地方議会総合研究所セミナー (東京都豊島区) への参加費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

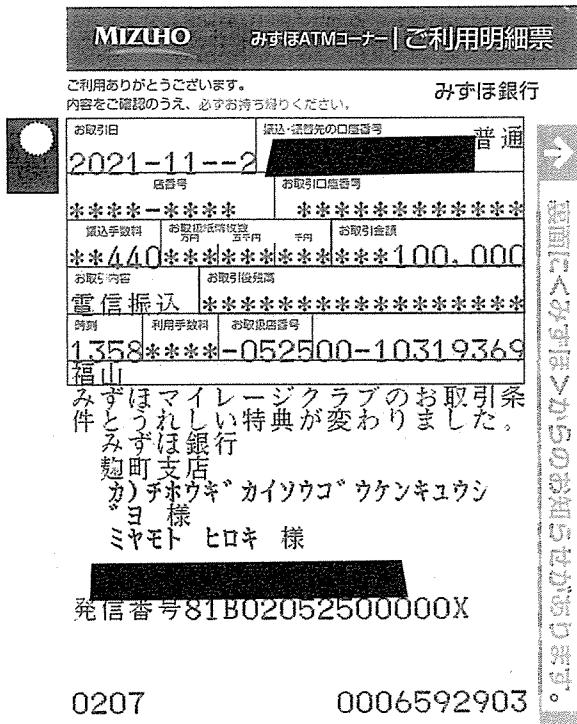
別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 — 3

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。



振込手数料 **440-**

領收証

No. _____

2021年11月12日

福山市議会 公明党 様

金額

¥100,000

但 11月12日セミナー受講料(4名様分)として
上記正に領収いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所

内

消費税等

現金

係

研究研修・調査報告書

会派名	公明党	報告日	2021年11月12日
代表者	塚本裕三 	報告者	小林聰勇 
参加者	宮本宏樹 皿谷久美子 野村志津江 小林聰勇		
実施日	2021年 11月11日 ~ 11月12日		
研究研修・調査等の場所	(株)地方議会総合研究所主催セミナー (アットビジネスセンター池袋駅前別館)		
目的	議員の資質向上を図り、上下水道事業の現状と課題を学ぶ		

研究研修・調査等の概要

11月12日 10時~13時

テーマ 上下水道事業のあり方

講師：宇野二朗 横浜市立大学教授

・地方公営企業法は特別法であり、一般法に近い。経営に関して参考する。上位から、地方自治法、地方財政法、地方公営企業法、水道法の順である。

・水道事業の「市町村公営原則」は、1888年に市町村制が水道条例に先行し制度化されたことで、「市町村」による公営が制度化された。この制度の下で発展した大都市水道のあり方やそこでの必要性が戦後の1952年の地方公営企業法制定に影響を与えた。高度経済成長に入り、1958年工業用水道事業法が制定された。工業用水道も増加し水不足の解消のため水源開発の必要が高まり、1977年水道法改正で広域的整備計画が導入され、県営用水供給事業が増加した。水道法改正で市町村経営原則が明確化された。

・地方公営企業法制定に影響を与えた東京市の水道事業の歴史は、1898年に供用開

始した後急速に普及し、大正期には 80% に近い普及率となるが、人口増加もあり相次ぐ増給にもかかわらず、配水量の増加に追いつけなかった。そのため第二水道拡張事業を興し 25 年を掛けて 1957 年に小河内ダムが完成したが、それでも水不足が継続した。そのため第一次利根川水系拡張事業を興し荒川取水を始め、1988 年に普及率 100% を実現するが、現在も渴水があるたびに制限給水をしている。拡張事業は安定給水を目指す水道局が主導し、議会も積極的に推進した。水道局長の人事は、帝國大学を卒業し、土木分野でキャリアを積んだ技師を中心であり自立的な公営企業となっていく。

・地方公営企業法の理念は、原則非募債主義、公営企業費の適債化、特別会計化、独立採算制、自償性である。東京都の水道事業の場合、都民を株主と考えデモクラシーとの関係が強調され、特に水道事業の進展により住民が地方公共団体の活動に深い関心を抱き、自治活動が活発になると考えられ、地方債が認められた。

・東京都水道局における安定給水と自治の調和策として、水道料金の原価構成・料金体系に、現役世代の給水サービス向上のための資本的支出である配水小管布設や一部の企業償還を原価参入させた。水道事業の株主としての市民の関心は水道サービスが供給されているか、そのために水道施設が維持されているかという実体資本維持説が根本になっている。

・日本水道界を牽引してきた東京都と大阪市水道事業を比較すると、経営の方向性に 5 つの違いがある。第一に、必要となる住民サービスレベルや耐震化等の政策関連性により、建設投資規模、施設の頑健性の違いがある。第二に、経済性追求の程度によって、経済性、効率性、新しい経営改革手法の導入に違いがある。第三に、住民サービスの向上を取るか低廉性を取るかで、建設投資財源とする内部資金調達、供給単価の違いがある。第四に、社会的配慮の程度によって、料金体系、福祉減免の違いがある。第五に、民主制の尊重・深まりによって、住民とのかかわり方、透明性の違いがある。

・公営企業の範囲が拡大し、公営企業としての下水道事業

昭和 27 年に地方公営企業法が制定された時は、独立採算制の原則が規定され財政的に自立した大規模な公営事業に限定されていたが、昭和 41 年地方公営企業法が改正されると経費負担区分付きの独立採算制へ移行し小規模な公営事業と公営事業以外の公企業へ適用範囲が拡大する。また管理者の機能強化がなされ、経営管理機能が強化された。

・条件付きの独立採算制とは地方公営企業の経営に伴う収入を充てるが、行政的経費や不採算経費は自治体の一般会計や特別会計から負担することを意味する。災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合も自治体から補助することが出来る。具体的費目は、毎年度国から通知が出ている。

・下水道事業の種類は下水道法上の下水道と集落排水と浄化槽の 3 つに分かれる。下水道も流域下水道、公共下水道、特定公共下水道と特定環境保全公共下水道の 4 つに分かれる。

・汚水処理施設の建設改良に係る地方財政措置は、狭義の公共下水道において、合流式は下水道事業債の元利償還金の6割、分流式は同元利償還金の7割～3割である。狭義の公共下水道以外では同元利償還金の7割である。

・法適用企業における管理者設置は、水道事業と下水道事業において共に約2割でまだ低い状況である。

・公営企業制度の課題は、公営企業の範囲外であれば独立採算されるべきである。基準外持ち出しをどう捉えるのか。赤字に持ち出しをするときには、ルール化することが大事であると思う。財政規律や10年20年後に施設更新の有無を考える必要があるためだ。公営企業の範囲外の事業とは、飲料水供給事業、コミュニティープラント、墓園、産業廃棄物処理場、ケーブルテレビ等、一般行政病院、診療所、公営競技を指す。

・公営企業の複数イメージは、公益企業、直営企業、公共企業の3つである。公益企業は、大都市では可能であり、独立採算制で自償的な継続企業であり、住民との関係が大事である。逆に住民との関係がなければ、電力会社のように民営化すればよい。直営企業は、自治体そのものであり、自治体の本質的任務としての公共サービスを行う。公共企業は、広く住民一般の福祉増進に結びつく事業で水道事業も含まれる。経済や産業が活性化される。経費負担原則による独立採算制と政策・公共目的との調和を求められる。

(所感)

・水道事業が疫病対策から開始され、安定給水を目標として進展してきたこと、公営企業の範囲が拡大され独立採算制でなくなり一般会計から繰り出しがされる経緯を学びました。公営企業が公共企業であることを自覚し市民にもPRすることが必要だと思います。また、東京都と大阪市の水道事業の考え方の違いを学んだので、これから本市の水道事業に生かしていきたいと思います。

11月12日 14時～17時

テーマ「地方公営企業の改革」について

講師：宇野二朗 横浜市立大学教授

・公営企業（水道事業、下水道事業）に係る「経営比較分析表」が公表されており、基本情報が6つある。
①資金不足比率は、経営破綻していないので関係ない。
②自己資本構成比率は、（資本・繰延収益）／負債資本合計で表し、黒字になると自己資本が増えてくる。
③普及率：現在給水人口（処理区域内人口）／行政区域内人口
④有収率：（下水道だけ）年間有収水量／汚水処理水量
⑤1ヶ月20m³あたり家庭料金
⑥人口、面積、人口密度、現在給水人口、給水人口密度、処理区域内人口、処理区域内人口密度

・水道事業の経営の健全化・効率性に関する経営指標は次の8点である。

① 経常収支比率②累積欠損金比率③流動比率④企業債残高対給水収益比率⑤料金回収率⑥給水原価⑦施設利用率⑧有収率

- ・水道事業の老朽化の状況の経営指標は次の3点である。
 - ①有形固定資産原価償却率②管路経年化率③管路更新率
- ・下水道事業の経営の健全化・効率性に関する経営指標は、次の8点である。
 - ①経常収支比率②累積欠損金比率③流動比率④企業債残高対事業規模比率⑤経費回収率⑥汚水処理原価⑦施設利用率⑧水洗化率
- ・下水道事業の老朽化の状況の経営指標は、次の3点である。
 - ①有形固定資産原価償却率②管渠老朽化率③管渠改善率

地方公営企業の経営戦略（一般企業と比較して）

・一般企業の場合、市場の中で競争優位を求める環境のかかわりが重要であるが、水道事業は地域独占なので競争は関係ないが、環境から逃げ出せない。資源をどのように使うのか、将来の10年20年後料金配分が必要なのか、広域化、どういう水道になっているのか将来のあるべき姿を考えていかなければならない。

平成26年8月「抜本改革」集中取組期間（平成21年～26年度）からの転換

・公営企業会計の導入により、資産の現状（施設の経済的価値、老朽化等の状況）の適正な把握、投資資産の期間配分額の算定による料金対象原価の適正な計算も可能となる。

・中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを求めた。経営戦略は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を含んだ、投資以外の経費を含めた上で収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画である。また組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載するように求めた。

・施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算をすることを求めた。将来試算は可能な限り長期間（30年～50年超）が望ましい。

広域化の論点

・広域連携の推進・・・料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

・広域連携の形態には、事業統合（香川県広域水道企業団）、経営の一体化（大阪広域水道企業団）、業務の共同化がある。業務の共同化とは、管理の共同化（神奈川県内5水道事業者）、施設の共同化（熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設）のことである。その他として、災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等がある。

官民連携の論点

- ・ソフト連携（広域連携+委託）シミュレーションの結果、削減効果がある。（公表）
- 共同購入（薬品、水道メーター、遠方監視制御システム）、
- 共同委託（水道施設の維持管理、水道料金関係事務、水質検査、管路工事）

- ・複合経営（「シュタットベルケ」）と評価

シュタットベルケは、電気、ガス、熱、水道、廃棄物、交通などの公共インフラを整備・運営する自治体所有の公営企業。ドイツでは当たり前の形態で、電力小売りで黒字を維持し、その収益で他の公共サービスの赤字を穴埋め出来る。評価として、地域雇用の創出、経済効果、資金の地域内循環（地域内での投資・調達、社会保険料・税金の地域分、報酬契約対価、利益の配当）があると言われる。

- ・ロストック市（東ドイツ）の場合、民営化、広域化したが、再度公営化した。

民営化してサービスの安定性や環境基準の遵守が評価された一方、料金・使用料の水準が類似都市と比べて常に約 20% 高かったこと、構成市町に対して利益配分がなかったこと、契約相手側の親会社の所有権変更に対し、市が異議申立出来なかつた事などマイナス面があつた。

まとめ 改革を評価する視点

- ・公営企業には、公益企業、公共企業、直営企業の 3 つの側面がある。

- ・水道事業を公益企業としてみれば、経営の持続可能性が求められる。そのために、アセットマネジメントと予防保全型修繕をすること、維持管理の効率性の向上をすること、更新財源を確保すること、広域連携や民間委託や地下水活用をして更新需要を抑制することが必要である。

- ・住民の視点から公共企業として見ると、必要な住民サービスを確保し、自治体経済活動により住民福祉向上が求められる。そのために、低価格や福祉的配慮、安全性・安定性が必要で、地域内の経済循環の創造、若者に魅力的な職場を創造をしていく必要がある。

- ・自治体の視点から直営企業としてみれば、行政の一体性と民主制の確保が求められる。そのために、住民福祉の向上・民主制の確保、住民への情報提供、負担の世代間の公平、負担分担、災害対応、耐震化、地域開発・産業政策、デジタル化政策、環境政策との連携が必要である。

（所感）

本市の水道事業、工業用水道事業、下水道事業いずれも現在は、経営健全化の指標である経常収支比率、料金回収率が 100% を越えている。経営指標から経営を判断すると、全国平均よりも高く、優秀であるとわかる。経営戦略を策定しアセットマネジメントを導入し、広域化については事業統合せず、それ以外の提携を選択している。全国平均より高いレベルにあると思われる。しかし人口減少に伴い将来的にサービスの維持のために公益企業、公共企業、直営企業の 3 つの観点から更に改革をしていく必要があることを学んだ。本市の状況を注視していきたい。

支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2 - 4
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 額	270,280 円	
支出年月日	2021年 11月 12日	
支 出 内 容	11月11日～12日 地方議会総合研究所セミナー (東京都豊島区) への出張旅費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2- 4

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年11月12日

(代表者) 塚本 裕三 様

¥ 6 7 5 7 0

但、11月 11日～12日

地方議会総合研究所セミナー 参加

東京都豊島区への出張旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	48,120円	東京
日 当	4,650円	1.5日
宿泊料	14,800円	1泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名前) 宮本 宏樹



領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 4

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党
(代表者) 塚本 裕三 様

2021年11月12日

¥ 6 7 5 7 0

但、11月 11日～12日

地方議会総合研究所セミナー 参加

東京都豊島区への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	48,120円	東京
日 当	4,650円	1.5日
宿 泊 料	14,800円	1泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名 前) 小林 聰勇



(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年11月12日

(代表者) 塚本 裕三 様

	¥	6	7	5	7	0
--	---	---	---	---	---	---

但、11月 11日～12日

地方議会総合研究所セミナー 参加

東京都豊島区への出帳旅費

[内 訳]

上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	48,120円	東京
日 当	4,650円	1.5日
宿泊料	14,800円	1泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名 前) 皿谷久美子



支出書整理No. 2 - 4

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党

2021年11月12日

(代表者) 塚本 裕三 様

¥ 6 7 5 7 0

但、11月 11日～12日

地方議会総合研究所セミナー 参加

東京都豊島区への出帳旅費

[内訳] 上記正に領収いたしました

	金額	摘要
交通費	48,120円	東京
日当	4,650円	1.5日
宿泊料	14,800円	1泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名前) 野村志津江



支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2 — 5
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 頓	120, 880 円	
支出年月日	2022年 3月 31日	
支 出 内 容	3月30日、31日 地方議会研究所セミナー (東京都千代田区) への参加費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-5

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

振込金受取書（兼振込手数料受取書）

預金払戻請求書
預金口座振替による振込受付書（兼振込手数料受取書）

ご依頼日 040317

○午後2時以降は、窓口が大変混雑しますので、お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。

○振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。また受取人名等はカナ文字により送信します。

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

○振込のため受け入れた小切手が不渡になったときは、その金額の振込を取消し、その小切手に権利保全の手続きをして当店において返却します。

当行をご利用いただきまして
ありがとうございました。
お振込は早く、手数料も安いATMからの振込をご利用
ください。

お振込先銀行名	樂天								銀行	金庫	組合	農協	その他	支店名					第四管業	支店				
お振込印	普通 預金 印	当座 貯蓄 印	貯蓄 印	その他 印	印	印	印	印	金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円				
お	1	2	3	4	5	6	7	8												180000				
受取人	おなまえのフリガナ												おなまえのフリガナ											
	イツハヨシヤタシホウシ												ユハヤマキオ											
	シーケーセミナー																							
おなまえ	おなまえ												おなまえ											
一般社団法人CKセミナー												小林 聰男												
おところ	空()局番												福山市引野町北2-2-11											
人																								

現金振替	現金振替	手受人 取扱区分	現金 振替手数料	振込手数料	880
0	1				

※このお振込は、別途定める当行の「振込規定」によりお取扱いさせて頂きます。
※お振込の組戻しには、別途所定の手続手数料が必要です。

現金・当券
現金預け
(現・預)

(注)内訳欄は混合入金の場合は記入する

内	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金	現 金
式	当 券																		



01-01-701-00 3.04

振込手数料 880円

※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2-5

(領収

※ 枠内
そのま

領 収 証

2022 年 3 月 30 日

については、
。

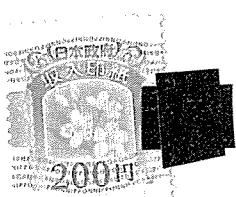
宮本宏樹

様

★ ￥60,000

但 3/30.31 あなたのまちの財政比較分析編
研修会受講代として

上記正に領収いたしました



地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



領 収 証

2022 年 3 月 30 日

小林聰勇

様

★ ￥60,000

但 3/30.31 あなたのまちの財政比較分析編
研修会受講代として

上記正に領収いたしました



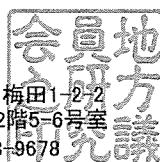
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



※ 申し込み当初、180,000円（15,000円×4講座×3名分）を
前払いしたが、1名が欠席となり3/25に60,000円が返金された。

研究研修・調査報告書

会派名	公明党	報告日	2022年4月1日			
代表者	塚本裕三 	報告者	宮本宏樹 			
参加者	小林聰勇 宮本宏樹					
実施日	2022年3月30日					
研究研修・調査等の場所	リファレンス新有楽町ビル (東京都千代田区有楽町 1-12-1 新有楽町ビル 2階)					
目的	地方議員研究会(東京) 財政の基礎と資料の見方～京都市の事例から学ぶ 財政状況史資料集 part1					
受講						
研究研修・調査等の概要						
3月30日(水) 10:00～12:30 あなたのまちの財政比較分析編 講師：立命館大学 政策科学部 教授 森 裕之 氏						
財政抜きでは自治体は語れない。借金の少ない自治体は健全なように思われるが、公共施設に投資しておらず建設後50年以上になるボロボロの老朽化施設が多くあることも考えられる。その自治体のお金の使い方も財政状況資料を見ればすぐわかる。						
議会議員は財政の知識を持って自身の政策に展開することで、より議会活動に利用することができる。財政については、少しぐらい借金が増えても住民サービスに資するものであれば、行政が何に使おうが否定されるものではない。要は単年度決算で赤字を出さなければ良いだけである。						
財政も基本的な構造は家計と同じものである。お金の流れは、収入である歳入、支出である歳出、黒字、赤字、貯金である基金等、借金である地方債残高等からなっている。						
最近、政令指定都市である京都市の財政危機がマスコミ等で取り上げられている。						

然るに財政危機には基準がなく、単年度決算において赤字分を基金取り崩しで黒字化できている間は気づきづらい。基金が底を尽きると赤字予算は組めないので、いよいよ財政破綻となる。その場合、それに気づかない議会の責任も問われる。

行政の財政運営は単年度主義をとっているため、歳入は一年間の収入、歳出は一年間の支出をあらわし、歳入と歳出は同一となる。

一般会計は、一般的な住民サービスを行うための普通の財布で、自治体財政の本体にあたり、特別会計は、一般会計とは区別して収入・支出を管理するための特別な財布である。

普通会計は、ほぼ一般会計に等しいが、特別会計の中で公営事業でないもの、本市事例では、母子父子寡婦福祉資金や誠之奨学金等を一般会計と併せて普通会計と言う括りになる。

地方財政の歳入の内訳は、主な一般財源である地方債+地方交付税等、主な特定財源である国庫支出金+地方債、その他で構成されている。一般財源(標準財政規模)は、自治体が自分で使途をきめることができる財源で、特定財源は、使途が限定されている財源である。とにかく一般財源が重要である。それは、やりたい施策を実施できる財源である事。特定財源は、一般財源に対する割合で国・県から入ってくる事。自治体の財政指標のすべてが一般財源との比率関係で判断される事である。

臨時財政対策債は、国が地方交付税だけでは措置できない財源部分を自治体が代わりに発行する地方債のこと、国によって各自治体に臨時財政対策債発行可能額が配分されている。実際にどれだけ発行するかは自治体が決めるが、臨時財政対策債の発行額にかかわらず、国はすべて発行されたものとみなして、後年度にその元利償還分を地方交付税として交付することになっている。したがって臨時財政対策債の返済は自治体の負担とはならない。

基準財政需要額に対し税収が増えると普通交付税不交付団体になる可能性がある。それでも税収が多い方が良いのは、税収の25%が保留財源となり、自由に使える財源が欲しいからである。一般財源の増加分を見込んで、自治体は企業誘致による税収増をめざしている。

歳出の原則として、収入の範囲で最大の福祉を実現することが重要である。具体的には、事業・サービスを行う上で、かけている費用を最も少なくすること、住民のニーズに合った事業を行い無駄な公共施設等を作らないことである。要は必要なものを安く作ることである。

歳出は目的別と性質別の2つに表現される。目的別歳出は、行政目的ごとに歳出を分類したもので、歳出項目をみれば即時に理解できるわかりやすい分類である。性質別歳出は、経費の経済的な性質ごとに歳出を分類したもので、一部に重要かつわかりにくいものが含まれている分類である。自治体財政の分析にとっては、性質別歳出の方が重要である。

性質別歳出のうち、人件費、扶助費、公債費は、財政運用する上で必ず発生する義務的経費となる。

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査(80ページ余りの決算統計)に基づいて抽出・整理したもので、総務省がHP上で公開している。類似団体と比較するばあいには、同じく総務省HP上で公開している類似団体比較カードや財政状況資料集を見るなどを推奨する。

《所感》

令和2年度の福山市財政状況資料の抜粋を提示され具体的に説明いただいた。行政の財政状況の読み取り方が良く分かった。機会があれば再度受講してみたい。本市の財政状況資料を確認して、他の中核市レベルとの違いを見極めて参りたい。

14:00～16:30

財政状況資料集 part1

講師：立命館大学 政策科学部 教授 森 裕之 氏

基準財政需要額は自治体の規模等によって決まる。財政力指数は税収力の大きさを表すものである。単年度の財政力指数が1.0以上の自治体は普通交付税が交付されない不交付団体になる。不交付団体は交付税措置が受けられない為、財政運営により慎重になるという側面がある。ちなみに福山市の財政力指数は0.82である。税収が増えると交付税が減るが税の増収額の25%が保留財源として確保される。

一般財源における経常経費の占める割合を示す経常収支比率は、福山市は86.3%である。経常収支比率は低い方が良いが、臨時の経費の方を何に使うのかが大事になってくる。

地方行政の財政指標の公表は平成19年度から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用されている。財政指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を提示し、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表することとなる。財政健全化計画の策定は、自主的な改善努力により財政健全化を目指すもので、実施状況を毎年度議会に報告し公表、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が必要な勧告を行う事となる。その場合さらに財政再生計画を策定し、議会の議決を経て、国等の関与による確実な再生を目指す事となる。

- ・実質赤字比率は、普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ・連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率
- ・実質公債費比率は、地方債元利償還金・準地方債元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ・将来負担比率は、公営企業、出資法人等を含めた実質的負債の標準財政規模に対する比率

市区町村行政は、一般的に実質公債費比率が25%に達すると早期健全化段階、35%に達すると再生段階となる。経常収支比率と同様に実質公債費比率の高さは、財政が当該年度に逼迫していることを示し、将来負担比率の高さは、それが将来に渡って続くことを含意している。ちなみに財政破綻した夕張市は、一般財源の70%を借金返済に回しており、住民サービスが大きく制約されている。

《以降はセミナー参加議員が各自所属する行政の財政状況資料集を例に財政の見方とプラクティス(演習)を実施》

- ・各財政指標の類似団体内順位・県内順位をみる
- ・各財政指標の経年変化をみていく
- ・各財政指標をみて、自分の自治体の財政的特徴をつかむ
- ・各財政指標の分析欄を読み解く（分析欄で書かれている内容を理解し、そこで示されている課題が適切かどうかを判断する）

《所感》

プラクティスでは、福山市の「人件費・物件費等の決算額」「実質公債費比率」「ラスパイレス指数」を例に見方を教わった。類似団体との比較順位が記載されており、本市の傾向が理解できた。分析欄は財政当局が目指すところが書かれており、今後しっかり注視して参りたい。膨大な量になるかもしれないが、本市の財政状況調査票を入手し、お金の使い方をしっかり議論して参りたい。

以上

研究研修・調査等の概要

3月31日(木)

10:00～12:30

財政基礎研修 Level3 あなたのまちの財政比較分析編 「財政状況資料集 Part2」

講師：立命館大学 政策科学部 教授 森 裕之 氏

一、研修内容

- ① 各財政指標の類似団体内順位・県内順位と経年変化をみていく。
- ② 各財政指標をみて、自分の自治体の財政的特徴をつかむ。
- ③ 各財政指標の分析欄を読み解く。
- ④ 分析欄で書かれている内容を理解し、そこで示されている課題が適切かどうか判断する。

経常収支比率（分子：毎年必要なお金、分母：一般財源）の分析である。

一般的に分子が少ない方が将来の建物建設やイベント開催の積立が出来るため財務の弾力性が高いと考えられている。しかし、毎年必要なお金の中で何が高いのか、どこを下げるべきなのかをみると必要な住民サービスまで削ってしまうといけない。

人件費が少なく物件費が多い三次市の事例は、直営の保育所が多く職員が多いが給与が低いため人件費が低くなっていることが分かる。委託も多いため物件費高くなっている。今後は施設を減らしていくことを検討する余地がある。

次に人件費が少なく物件費も少ない熊本県の事例は、4年間で1,288人を削減しているが、現場にしわ寄せがないか確認をする必要がある。人件費が低いと物件費が高くなることが一般的だが、熊本地震の復旧・復興事業の財政確保のため事業費の抑制をしていることが分かる。サービスの低下になっていることが考えられる。

物件費が多く補助費等が多い郡山市の事例は、退職者不補充の方針で学校用務員等の民間委託を推進したので人件費から物件費に移動している。また令和元年東日本台風の災害廃棄物処理費用の影響により物件費が増加している。しかし将来物件費を抑える具体策が書かれていないので、質疑が出来る。補助費等が多いことの原因として、下水道事業会計や広域消防組合への負担金が多いことを上げている。対策として下水道事業会計は経営戦略を策定して取り組むとしている。このように分析欄に当局の認識や方向性を示している自治体がある。

扶助費の経常収支比率について三次市の事例は、類似団体内で最も低い。当局は引き続き下げると言っている。扶助費が少いのは審査が厳しいのか、生活保護を受ける人が少ないので、比較的裕福な人が多いのかどちらかだ。扶助費が低いのが適正なのか、見ていく必要がある。

同じく中野区の事例は、扶助費が全国平均より高くなっている。原因是民間保育施設への給付費等が増えたからとする。その後に「事業費見直しを行う」と関係のないことを書いてある。詳細について当局に質疑が出来る。

人件費及び人件費に準ずる費用の分析における福山市の事例は、退職金に支出された人件費分を除いており、人件費以外の実質的な人件費分として計算していることが分かる。公債費及び交際費に準ずる費用（実質公債比率の内訳）の分析の場合、実質的な公債費に措置される財源を除いており元利償還金の額が大部分を占めていることが分かる。

人口1人当たり決算額が多い大館市の事例は、物件費が多く事務組合負担金が少ないなど委託が多いことを示している。公営企業（法非適）等に対する繰出しが、使えるお金があることを示している。

人口 1 人当たり決算額が少ない熊本県の事例は、各項目が少ない。実質公債費は高い。熊本地震の災害対策で財政が厳しいことが分かる。

住民 1 人当たりのコストの項目で福山市の事例は、人件費・扶助費・物件費は低くなっている一方、普通建設事業費は高くなっている。引き締めをしているようだが公共施設の建設が始まっていることが分かる。扶助費が低いのは受ける人が少ないので原因を考える必要がある。

三次市の事例は、物件費が多く委託費が高いので合併後もサービスが落とせないことが想像出来る。扶助費が少ないので原因を質疑することが出来る。高い補助費等と少ない繰出金はセットになっており、下水道会計は法適外繰出金＝補助金になり、法適の補助金等になる。

熊本県の事例は、人件費・公債費が少なく、補助費等や災害復旧事業費が高くなっている。災害が起こっている。この 2 つが高い時は、建物を建てる時か災害があった時である。

次に目的別歳出決算分析表（住民一人当たりのコスト）である。

郡山市の事例は、民生費が平成 28 度に全国平均以上多かったが平成 29 度に少なくなっている。普通はない災害復旧費があり平成 28 度に災害があったことが分かる。農林水産業費が平成 30 度に高くなっている災害の関係か農道、建物等建設されている。教育費が下がっておりなぜなのか調べる観点がある。

三次市の事例は、民生費が多い。民生費は扶助費とともに建物建設や働く人の給与も入る。土木費は下がってきておりが全国平均より高い。災害復旧費があり災害があったことが分かる。公債費が多く財政がしんどいことが分かる。

大喜多町の事例は、災害復旧費が全国平均より高くなっているが、それ以外の民生費、土木費、教育費は低くなっている。

各市町村（交付団体）が保有する財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合は、平成 29 年度末では全体 1643 団体中、6 割 994 団体が 20% である。最高は 320% であるがこれは財政規模の小さい自治体である。どれくらいあればいいという目途は赤字が 1 割出しても 2 年間耐えられる 20% とされる。この基金の目的は公共施設の建て替え、災害の時に住民を支えること等である。以前の目途は 10% だった。

黒字の増減を表す実質単年度収支比率は、大館市の事例のようにプラス（黒字）、マイナス（赤字）、プラス、マイナスと上下を繰り返すのが正常である。黒字になれば住民に還元するのがよいからである。企業は業績が上がり続けることが求められるところが自治体のあり方と違うところである。実質単年度収支比率は、上下する、下がる、上がり続けるの 3 パターンある。

大喜多町の事例は、実質単年度収支比率がプラスからマイナスに推移しているが財政調整基金を取り崩して黒字にしている。財政調整基金にまだ対応力があるが、ずっと続くと持たない。

京都府の事例は、実質単年度収支比率が 0 からプラスに推移しているが財政調整基金が 0 である。財政調整基金がないので実質単年度収支比率をプラスにせざると得ない状況にある。

熊本県の事例は、実質単年度収支比率が上下して正常に見えるが、財政調整基金が少ないのでマイナスの場合財政が厳しくなる。

東京都中野区の事例は、実質単年度収支比率が上下して正常であり財政調整基金も多く対応力を持っている。

京都市の財政危機は、公債償還基金の本来積立てが必要な残高 2,203 億円に対し、実際の残高が 1,380 億円であり計画外で取崩した 823 億円（37%）が不足している状況である。原因是、9 年間を利息だけ払い 10 年目に利息と元本を返す満期一括償

還型地方債についていたのだが、元本を貯めていなかったことによる。大阪府も同じ状況であったが、黒字になると強制的に貯金する条例を作った。こうすると翌年の住民サービスが低下する可能性があるので注意する必要がある。黒字の場合、翌年に繰越す方法（繰越金）、繰上げ償還の方法（返金）、基金に積み立てる方法（貯金）の3通りある。

将来負担比率（分子）の構造（市町村）で、大多喜町の事例は将来負担額と充当可能財源等はほぼ同じであり、福山市の事例は充当可能財源等が将来負担額より多くなっており、いずれも問題がない状況である。

基金残高に係る経年分析（市町村）は財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金で表されるが、京都府の事例の場合、財政調整基金は繰越して住民サービスを使って残しておらず、その他特定目的基金のみになっている。京都市の財政危機の影響がある。

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握出来る。この指数が高いほど、資産の老朽化が進んでいるため、今後の更新時期と更新費に注意する必要がある。行政目的別や施設別の比率も算出が可能である。

公共施設等の把握は、固定資産台帳を使うとよい。固定資産の購入金額を一度に費用にすると金額が膨大に映り、年度ごとの正確な費用が計算できない。固定資産台帳はその価値の変化を把握し、毎年少しづつ経費（減価償却費）として、償却額と未償却額を把握出来る。

有形固定資産減価償却率における福山市の事例は、51.6%で意外に古くないようだがあくまでも有形固定資産の平均値なのでストック情報分析表で個別を見る必要がある。京都府の場合評価し切れていない。中野区の場合は66.5%と高くなっている、原因としては道路、認定こども園、幼稚園、保育所、公営住宅、図書館、庁舎等が古いと分析されている。熊本県、中野区と大館市の事例は施設ごとの有形固定資産減価償却率が載っており、いずれも古くなっている。認定こども園等で老朽化率が低くなっているのが高くなる場合があるが、それは新築された施設が民営化されたことを示している。

《所感》

財政調整基金の考え方方が分かる。本市は多くてよいと思うが住民サービスに使えないのかよく見ていきたい。実質単年度収支比率もプラスがよいとばかり言えないようなので、市政の内実を見た上で判断していきたい。また有形固定資産減価償却率が低くてよいように思うが、ストック情報分析表で施設ごとの具体を見る必要があることを学ぶ。表面的なことで納得するのではなく、掘り下げて決算特別委員会や一般質問に活かしていきたい。以上

14:00～16:30

財政状況資料集を使ってできる決算質疑のポイント アフターコロナを見据えて
講師：立命館大学 政策科学部 教授 森 裕之 氏

コロナ禍による自治体財政への影響は、地方税収の減少と緊急かつ大規模な財政支出があり国庫支出金（補助金）を通じた自治体財政の強力な誘導がなされた。これらのコロナ禍による自治体財政の変化を把握し、今後の自治体の財政運営について考える。

令和2年度市町村決算の概況である。

1、歳入の増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業の増等による国庫支出金の増加、地方消費税交付金の増等による各種交付金の増加や制度融資の増等による貸付金元利収入の増加である。減要因は、法人市町村税の減等による地方税の減少である。

2、歳出の増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増等による補助費等の増加、会計年度任用職員制度の施行による人件費の増加や制度融資の増等による貸付金の増加である。減要因は、建設地方債に係る原理償還金の減等による交際費の減少である。

3、決算収支の実質収支は1兆6,989億円の黒字で、実質単年度収支（黒字の増減を表す）は2,160億円の黒字である。実質赤字の団体は、1団体となった。（令和元年度はすべての団体が黒字である。）黒字になるのはコロナ禍で事業を執行しないことで支出が減ったからである。企業と比べた収支の違いは、自治体は何もやらなかったら黒字になることである。

4、財政構造の弾力性は、経常収支比率が93.1%で前年より0.5ポイント低下し、実質公債費比率が5.7%で前年より0.1ポイント低下しており財政の弾力性が強まった。

市町村の歳入決算額の内訳の推移であるが、財政担当課が評価する一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、各種交付金）は毎年殆ど変わらない。主な増要因は国庫支出金（補助金）である。その内コロナ関係対策国庫支出金が都道府県では約半分、市町村では6割弱を占める。

市町村の目的別歳出決算額の内訳の推移であるが、主な増要因は総務費（特別定額給付金事業）、商工費（制度融資等と付加分）、民生費（児童福祉費やひとり親世帯臨時特別給付金事業等）、教育費（オンライン対応やGIGAスクール構想推進等）である。総務費が上がる時は通常は本庁舎を建替える時であるが、今回は特別定額給付金事業のためである。

市町村の性質別歳出決算額の内訳の推移であるが、主な増要因は補助費等（特別定額給付金事業、事業者・団体・住民等への支援等）、貸付金（制度融資等）、物件費（オンライン対応やGIGAスクール構想推進等）である。

市町村の地方債現在高の変化は令和2年度と元年度を比べると0.8%増であり、債務負担行為額の変化は3.5%の増であり、積立金現在高の変化は0.4%の減である。地方債現在高の増と債務負担行為額の増を加えた合計と積立金現在高の減を差し引くと9,112億円1.7%の増になる。

令和2年度都道府県決算の概況である。

1、歳入の増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業の増等による

国庫支出金の増加、制度融資の増等による貸付金元利収入の増加と減収補填債の増である。減要因は、法人関係の地方譲与税・地方税の減等による地方譲与税、地方税の減少である。

地方一般財源の確保対策は、猶予特例債の創設、減収補填債の拡充、特別減収対策債の創設、特別減収対策企業債の創設である。コロナ禍での地方財政制度の措置で最も大きな役割を果たしたのは、減収補填債の拡充であった。これまで減収補填債の対象税目となっていたなかった地方消費税・同交付金をはじめとする他の税目等に対しても対象として追加され、もともとの基準財政収入額での措置を反映して後年度の交付税措置が100%とされた。

2、歳出の増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増等による補助費等の増加、制度融資の増等による貸付金の増加、新型コロナウイルス感染症対策に係る委託費の増等による物件費の増加である。減要因は、職員給等による人件費の減少である。

3、決算収支は実質収支は1兆285億円の黒字で、実質単年度収支は324億円の黒字である。実質収支はすべての団体で黒字となった。（平成20年度以降、13年連続で全団体が黒字である。）

4、財政構造の弾力性は、経常収支比率が94.4%で前年より1.2ポイント上昇し、実質公債費比率が10.2%で前年より0.3ポイント低下しており財政の弾力性が強まった。

都道府県の歳入決算額の内訳の推移であるが、財政担当課が評価する一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、各種交付金）は毎年殆ど変わらない。主な増要因は国庫支出金（補助金）である。

都道府県の目的別歳出決算額の内訳の推移であるが、主な増要因は商工費（制度融資等と付加分）、衛生費（医療提供体制の確保等）である。

都道府県の性質別歳出決算額の内訳の推移であるが、主な増加要因は貸付金（制度融資等）、補助費等（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金による支出を含む各団体や個人・事業者への支出）、物件費（業務の委託費やIT機器の購入費等）である。

都道府県の地方債現在高の変化は令和2年度と元年度を比べると0.8%増であり、債務負担行為額の変化は9.2%の増であり、積立金現在高の変化は3.8%の減である。地方債現在高の増と債務負担行為額の増を加えた合計と積立金現在高の減を差し引くと9,112億円1.7%の増になる。

コロナ禍便乗型予算の例として、集客する目的の巨大モニュメント、コロナと関係があるのかと疑う差別解消のための鐘、コロナ禍に実施するのかと疑うスポーツ用電光掲示板やスコアボードの購入補助費、博物館の照明のLED化、公用車の買い替え、イベントのためのプレゼントキャンペーン、駅前広場の屋根の設置、スキー場のライトアップ、ランドセル配布、その他既存事業財源に利用などがある。

国のコロナ対応のイメージであるが、新型コロナの感染拡大防止の施策と給付金や雇用維持・事業継続の施策の2つであり、3次補正・3年度予算では雇用対策パッケージ、デジタル・グリーン、資金繰り支援等経済構造の転換にシフトしている。

令和 2 年度補正予算について、1 次補正は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として 25.6 兆円、2 次補正は新型コロナウイルス感染症対策関係経費として 31.8 兆円、3 次補正は新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として 19.2 兆円であった。

令和 3 年度経済対策と補正予算は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として約 55.7 兆円が財政支出され、その内財政投融資が約 6 兆円であった。

2022 年度地方財政対策（通常収支分）の中で、一般財源総額は 62 兆円 135 億円（水準超経費を含めた一般財源総額は 63 兆 8,635 億円）、地方債は 7 兆 6,077 億円である。財源不足額は 2 兆 5,559 億円である。

2022 年度予算の自治体の重要課題が 9 つある。事業費 2,000 億円を計上されている地域社会のデジタル化の推進、事業費 5,800 億円を計上されている公共施設等の適正管理の推進（対象事業：集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、脱炭素化事業と除却事業）、消防・防災力の一層の強化、まち・人・仕事創生事業費の確保、地域社会再生事業費、保健所の恒常的な人員体制強化、公立病院経営強化の推進、下水道事業の広域化・共同化の推進、社会保障の充実及び人づくり革命等である。

公共施設の脱炭素化の取組等の推進について、新年度では脱炭素化事業が追加されている。対象事業は地球温暖化対策として、太陽光発電の導入、建築物における ZEB の実現、省エネルギー改修の実施、LED 証明の導入となっている。事業期間は令和 4 年度から令和 7 年度で事業費 1,000 億円となっている。地方財政措置として充当率 90%、交付税措置率は財政力に応じて 30~50% である。

その他公営企業の脱炭素化も推進されている。事業期間は令和 4 年度から令和 7 年度で、地方財政措置として地方負担額の 1/2 について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の 30~50% について交付税措置する。

消防・防災力の一層の強化の具体は、消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受け入れ施設等の整備、連携・協力によるはしご自動車等の整備であり、事業費 5,000 億円、事業期間令和 3 年度～令和 7 年度、地方財政措置は充当率 100%、交付税措置 70% である。

公立病院経営強化の具体は、公立病院経営強化に係る地方財政措置の拡充・延長やその他の地方財政措置の見直しである。

下水道事業の広域化・共同化の推進は、流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充し、同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加している。

* 地方債充当率と交付税措置率の関係は、集約化・複合化事業では地方債 90% で一般財源が 10% である。地方債のうち 50% が後年度交付税措置されるので、自治体の将来負担分は 55% になる。一方緊急自然災害対策防止事業、緊急浚渫推進事業では地方債 100% であり、地方債のうち 70% が後年度交付税措置されるので、自治体の将来負担分は 30% になる。

令和 4 年度予算の編成等に関する建議（令和 3 年 12 月 3 日）に今後の財務省の考え方方が示されている。それは、経済の「正常化」を進める中で、財政の「正常化」（プライマリーバランスの黒字化に向けて、財政健全化が着実に進んでいくこと）も進めること、「骨太方針 2021」での財政健全化目標（2024 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げを目指すが、目標年度は再確認する）を堅持することである。

プライマリーバランスを黒字にする方法は税収を上げること、政策的経費を下げるのことの2つであるが、国は増税が難しいので、政策的経費（社会保障費、公共事業費、地方交付金等）を下げようとしている。従って国を削るということは政策的経費の7～8割を実施している自治体に行くお金が減ることを意味している。2025年度を目標にしているので自治体にとって厳しくなっていくと考えられる。

国と地方のプライマリーバランス（PB）を見た時に、国PBは2018年度までは赤字幅を減らしてきたが、2020年度に国庫支出金が増やして地方PBは僅かの赤字に済んだが、逆に国PBは55.9兆円と赤字が広がっている。

令和3年度一般会計歳出の構成をみた時に、国PB黒字化のために15%の地方交付金、5.7%の公共事業や5.1%の文教及び科学振興費が削られる可能性がある。

またこの建議には、「地方交付税交付金等の総額が地方財政計画における歳出歳入ギャップに基づき決定されるものであることを踏まえれば、地方財政計画上の歳出、歳入の水準を適正なものとしていくことが、国・地方を通じた財政健全化のために必要である。」とされ、「枠計上経費」の適正化、インフラ老朽化への対応、民間資金・サービスの活用が実施される。

「枠計上経費」の適正化とは、計画と決算の対応関係が明らかでない場合やめることである。まち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費などが減らされる可能性がある。

インフラ老朽化への対応の具体は、施設の広域化、集約化、多機能化、ソフト化、共用化、バーチャル化などである。単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費は2054年度時点で約16兆円（2015年度比1.75倍）と見込まれる一方、生産年齢人口はこの間0.7倍になると推計され財政が厳しくなることが想定される。

民間資金・サービスの活用は、PFIの推進（人口20万人未満の自治体への優先的検討規定の導入）、成果連動型委託契約方式（PFS:Pay For Success）の活用である。

（借入金の利息、利益の観点からPFI方が高価になる。更に自治体の監視費用も加わる。）

これから自治体はどうしていくべきなのか。財政破綻（赤字財政）を避けることを前提として、自分たちの地域経済社会にとって必要となる事業やサービスを推し進めていく。効率的な財政運営は、住民ニーズに適った施策を実施する観点、それらの施策の実施のために必要な経費を最小化する観点から判断することである。国が設定する重要課題や財源措置を巧みに利用していくことである。地域・自治体での優れた実践によって国全体を動かすというスタンスで行財政運営に取り組むことである。自治体では明石市が良くやっている。

持続可能な財政のために議会が指摘をすることが大事である。自治体財政の持続可能性とは、赤字に陥らないことである。自治体財政を赤字にしないことは極めて簡単なことであり、行政サービスを必要なだけ削減すればよいのである。しかし、自治体の財政運営の目的は、財源を使って住民の暮らしや地域の経済を支え、地域を発展させていくことがある。結論としては、地域の暮らしや発展のための方向性を見定め、そのために必要かつ適切な自治体政策を立案し、絶えず財政状況をチェックする、という「三位一体」の取組みを行っていくことである。（よい質問とは、具体的であること、本質的であることが必要である。）

財政状況資料集の当局の分析内容は、自治体財政の背後にある事情を適切に説明していることが多いので、自治体財政の実態を理解するうえで、活用しないのはもったいない。その一方で、「誰も読まないだろう」という安易な考え方の元で、不注意な説明や方針も少なくない。財政状況の改善を第一義においているため、財政指

標の如何に関わらず方針が同じであることが多い。例えば、人件費が多くても少なくて「今後とも人件費抑制に努めていく」といった内容である。有形固定資産原価償却率については、その変化の意味について現場での動きと総合して判断する。

(例えば、保育所等の有形固定資産原価償却率が大きく伸びているのは、比較的新しい保育所を民営化したことによる影響かもしれない。) 財政状況資料集を使いこなせれば、議会での財政質疑の質は大きく発展する。

《所感》

よい質問とは具体的で本質的であると言われているので、財政状況資料集を活用しながら決算特別委員会などで財政質疑の質を高めていきたい。議員には、住民の暮らしや地域の経済を支え、地域を発展させていくために必要かつ適切な自治体政策を立案し、絶えず財政状況をチェックすることが求められる。研修の内容を基に本市における健全な財政運営ができているか議会質問を通してしっかりチェックして参りたい。以上

支 出 書

会 派 名	公明党	整理No. 2— 6
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広報費 6 広聴費 7 要請・陳情活動費 8 会議費 9 人件費 10 事務所費	
金 額	170, 940 円	
支出年月日	2022 年 3 月 31 日	
支 出 内 容	3月30日、31日 地方議会研究会セミナー参加 (東京都千代田区) 出張旅費	
支 出 先	別添の通り	

領 収 書 (該当○印)	有 (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

支出書整理No. 2 - 6

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党
(代表者) 塚本 裕三 様

2022年3月29日

¥ 8 5 4 7 0

但、3月 29日～31日

地方議会研究会セミナー 参加

東京都千代田区への出帳旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘要
交 通 費	48,120円	東京
日 当	7,750円	2.5日
宿 泊 料	29,600円	2泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名 前) 宮本 宏樹



別紙

領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No. 2 - 6

(領収書添付欄)

領 収 書

(会派名) 公 明 党
(代表者) 塚本 裕三 様

2022年3月29日

¥ 8 | 5 | 4 | 7 | 0

但、3月 29日～31日

地方議会研究会セミナー 参加

東京都千代田区への出帳旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	48,120円	東京
日 当	7,750円	2.5日
宿 泊 料	29,600円	2泊
()	円	

(会派名) 公 明 党

(名 前) 小林 聰勇

